

実務対応報告第3号

潜在株式調整後1株当たり当期純利益に関する当面の取扱い

平成14年5月21日
企業会計基準委員会

平成13年の商法改正に関連して、平成14年2月21日に企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」並びに平成14年3月29日に実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されている。また、平成14年3月には「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。)が改正されている。

平成14年4月1日以降、これらの適用により潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法の見直しが必要であるため、企業会計基準委員会は「1株当たり利益(EPS)専門委員会」を設置した。これは、商法改正により種類株式制度が弾力化したことや、国際会計基準審議会(IASB)における国際会計基準第33号「1株当たり利益(EPS)」の改正が検討されていることにも対応するものである。

平成14年4月1日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表から適用できるよう会計基準等を公表する予定であるが、当該会計基準等が適用されるまでの間、新株予約権等について、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算は下記により取り扱うことが適当である。

本実務対応報告は、第14回企業会計基準委員会に出席した委員10名全員の賛成により承認された。

記

- (1) 平成14年4月1日以降発行される新株予約権については、【参考】に示された新株引受権に準じて取り扱う。
- (2) 平成14年4月1日以降発行される新株予約権付社債については、区分法(実務対応報告第1号Q2のA3(1)参照)による場合は【参考】の新株引受権に準じて、一括法(実務対応報告第1号Q2のA3(2)参照)による場合は【参考】の転換社債に準じて取り扱う。

【参考】

平成 14 年 3 月 31 日以前に発行の決議がなされている新株引受権や転換社債への財務諸表等規則の適用については、「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年 3 月 28 日、内閣府令第 17 号）附則第 2 条第 5 項により、なお従前の例によることとされている。また、当該新株引受権や転換社債への財務諸表等規則ガイドラインの適用については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）一部改正について」（平成 14 年 3 月 28 日）により、なお従前の例によることとなる。したがって、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、平成 14 年 3 月 28 日の改正により削除された財務諸表等規則ガイドライン 95 の 5 の 2-2 によることに留意する。同様に、潜在株式調整後 1 株当たり当期（中間）純利益金額の算定にあたっては、平成 14 年 3 月 28 日の改正により削除された「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」52 の 2-2、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」65 の 2-2、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」65-2 によることとなる。

連結財務諸表及び中間連結財務諸表において、1 株当たり当期（中間）純損益を計算する際の期中平均株式数には、企業会計基準適用指針第 2 号第 12 項が適用されることに留意する。

以 上